第３章
計画の推進と進行管理

1　計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、県の関係機関をはじめ、学校や教育機関を含む教育委員会内部の連携はもとより、市長部局とも綿密に教育施策に関する情報や課題を共有しながら、組織横断的に取り組みを進めます。

2　計画の進行管理

本計画の目標や施策を着実に推進するため、ＰＤＣＡサイクルの考えに方に基づき、進行管理を行います。

教育振興基本計画に位置づけた施策・事業の実施状況等については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市ホームページで公表します。
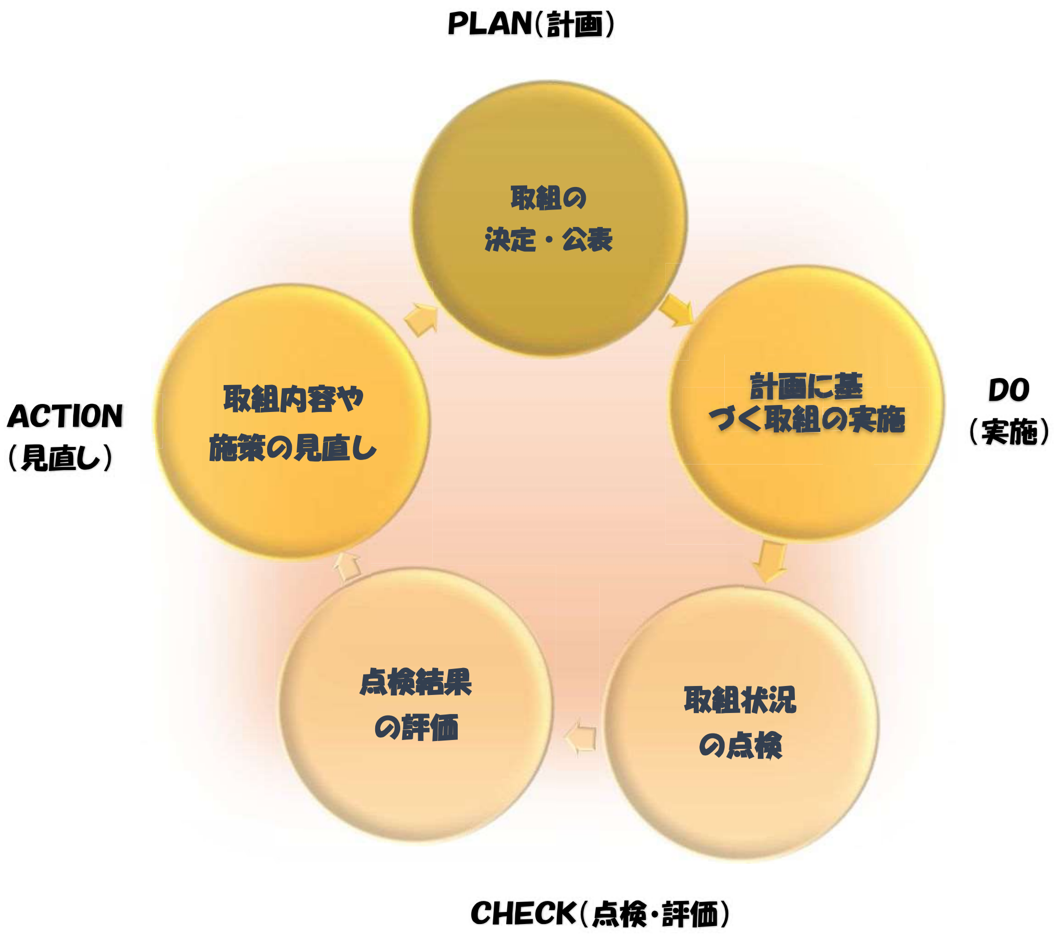
点検・評価の際は、客観性を確保するため、外部の学識経験者から意見を徴取します。